



平成 18 年 5 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社ゴールドクレスト
代 表 者 名 代表取締役 安川 秀俊
(コード番号 8871 東証第 1 部)
問 合 せ 先 常務取締役 箱崎 一彦
(TEL. 03-3516-7111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 24 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 18 年 6 月 21 日開催予定の第 15 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号。以下「整備法」といいます。)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、以下の変更を行うものであります。

- (1) 整備法において、定款に定めがあるものとみなされた事項について、変更案第 4 条(機関)、第 7 条(株券の発行)、第 11 条第 1 項(株主名簿管理人)のとおり明記するものであります。
- (2) 公告費の削減、公示機能の向上を図るべく、また、インターネットの利便性、普及状況などに鑑み、電子公告制度を採用するため、公告の方法を変更するものであります(変更案第 5 条)。
- (3) 単元未満株式については、買取請求権の行使によりいつでも売却できること、及び会社の運営に参加する基本的権利である議決権がないことから、経済的利益を受ける権利のみを有するものとするものであります(変更案第 9 条)。また、単元未満株主の利便性を高めるため買増制度を導入するものであります(変更案第 10 条)。
- (4) 「会社法」により、株主総会招集地についての制限がなくなることに伴い、当社の株主総会の招集地を明確化するものであります(変更案第 15 条)。
- (5) 定款に定めることによって、株主総会の招集に際し株主総会参考書類等をインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことが可能になりましたので、株主の皆様の利便性を高めること及び招集の費用を削減することを目的として、規定を新設するものであります(変更案第 17 条)。

- (6) 取締役会の機動的、効率的運営を図るため、取締役会を開催せずにと取締役会の決議があったものとみなすことを可能とすることを定めるものであります(変更案第26条)。
- (7) 取締役及び監査役が期待される職務をより適切に行えるよう、取締役及び監査役の責任を会社法で定める範囲内で免除できる旨を定めるとともに、社外取締役及び社外監査役の責任を予め限定する契約を締結できる旨を定めるものであります(変更案第29条、第37条)。なお、変更案第29条については、監査役全員の同意を得ております。
- (8) 定款に定めることによって、剰余金の配当等を取締役会によって決議することが認められますので、機動的な資本政策が行えるよう規定を新設するものであります(変更案第39条)。
- (9) 毎年3月末日を基準日とする剰余金の配当(期末配当と称します)及び毎年9月30日を基準日とする剰余金の配当(中間配当と称します)の基準日を定めるとともに、それ以外の日を基準日とする剰余金の配当が可能であることを定めるものであります(変更案第40条)。
- (10) その他会社法の文言に合わせると共に、条文の新設に伴う必要な条数の繰下げ、条文の追加、削除その他の修正ならびに条数及び字句の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月21日

定款変更の効力発生日 平成18年6月21日

以 上

(別紙) 定款変更案新旧対照表

(下線部は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、株式会社ゴールドクレストと称し、 英文で<u>の表記を</u>GOLDCREST Co., Ltd. と<u>定める</u>。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 <u>1. 不動産の売買、賃貸借、仲介、鑑定、管理およびコ</u> <u>ンサルティングに関する業務</u> <u>2. 土地の開発、造成に関する業務</u> <u>3. 建築または土木工事の企画、設計、施工、監理、請</u> <u>負およびコンサルティングに関する業務</u> <u>4. 不動産に関する金銭貸付業務</u> <u>5. 損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基</u> <u>づく保険の代理業ならびに生命保険の募集に関する業務</u> <u>6. 建築資材、家具、家庭用電気製品、室内装飾品、冷</u> <u>暖房空気調整機器、厨房機器、給排水設備機器の販売、</u> <u>その代理、仲介、および輸出入に関する業務</u> <u>7. 飲食店、スポーツ施設の経営に関する業務</u> <u>8. 前各号に附帯する一切の業務</u></p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、株式会社ゴールドクレストと称し、 英文で<u>は</u>GOLDCREST Co., Ltd. と<u>表示</u> <u>する</u>。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 <u>(1) 不動産の売買、賃貸借、仲介、鑑定、管理および</u> <u>コンサルティングに関する業務</u> <u>(2) 土地の開発、造成に関する業務</u> <u>(3) 建築または土木工事の企画、設計、施工、監理、</u> <u>請負およびコンサルティングに関する業務</u> <u>(4) 不動産に関する金銭貸付業務</u> <u>(5) 損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基</u> <u>づく保険の代理業ならびに生命保険の募集に関する業</u> <u>務</u> <u>(6) 建築資材、家具、家庭用電気製品、室内装飾品、</u> <u>冷暖房空気調整機器、厨房機器、給排水設備機器の販</u> <u>売、その代理、仲介、および輸出入に関する業務</u> <u>(7) 飲食店、スポーツ施設の経営に関する業務</u> <u>(8) 前各号に附帯する一切の業務</u></p> <p>(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(機関)</u></p> <p><u>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の</u> <u>機関を置く。</u> <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u></p>

現行定款	変更案
<p>(公告の方法)</p> <p><u>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p><u>第5条 当社の発行する株式の総数は94,000,000株とする。但し、株式の償却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>(自己株式の取得)</u></p> <p><u>第6条 当社は商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p><u>第7条 当社の1単元の株式の数は、10株とする。</u></p> <p>2 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。</u>ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p><u>(基準日)</u></p> <p><u>第8条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</u></p> <p>2 <u>本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p>(公告方法)</p> <p><u>第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p><u>第6条 当社の発行可能株式総数は、94,000,000株とする。</u></p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p><u>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p><u>第8条 当社の単元株式数は、10株とする。</u></p> <p>2 当社は、<u>前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u>ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(名義書換代理人)</u></p> <p><u>第9条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p><u>2 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p><u>3 当社の株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失にかかる手続、単元未満株式の買取り、届出の受理その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p><u>(単元未満株式についての権利)</u></p> <p><u>第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p><u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p><u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p><u>(4) 次条に定める請求をする権利</u></p> <p><u>(単元未満株式の買増し)</u></p> <p><u>第10条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p><u>(株主名簿管理人)</u></p> <p><u>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</u></p> <p><u>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p><u>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第10条 当会社の株券の種類および株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、株券喪失にかかる手続、単元未満株式の買取り、届出の受理その他株式に関する取扱ならびに手数料は、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p><u>第11条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、その必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p><u>第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第12条 当社が発行する株券の種類、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、株主の権利の行使、その他の株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p><u>第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">(定時株主総会の基準日)</p> <p><u>第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(招集地)</p> <p><u>第15条 当会社の株主総会は、東京都千代田区およびその隣接する区において招集する。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p><u>第16条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p><u>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類(当該連結計算書類に係る会計監査報告および監査報告を含む。)に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(株主総会の決議)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって<u>これを行う。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、<u>代理権を証する書面を、株主総会毎に当会社に提出するものとする。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第15条 当会社の取締役は10名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第16条 取締役は、株主総会において、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>2 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、<u>株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 当会社の取締役は、<u>10名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(取締役会の招集および議長)</u> <u>第18条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</u> <u>2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u> <u>3 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p><u>(代表取締役および役付取締役)</u> <u>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u> <u>2 取締役会は、その決議によって取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(削除)</p>
<p><u>(役付取締役)</u> <u>第19条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、取締役社長1名を選任し、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(代表取締役)</u> <u>第20条 取締役社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。</u> <u>取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。</u></p>	<p><u>(取締役会の招集権者および議長)</u> <u>第24条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> <u>2 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(報酬) 第21条 取締役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(新設)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数) 第22条 当会社の監査役は4名以内とする。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第26条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会規程) 第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数) 第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の選任)</p> <p>第23条 監査役は、株主総会において、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第24条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第25条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第26条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに、各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(報酬)</p> <p>第27条 監査役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第31条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第33条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第35条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第6章 計算</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p>第28条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、<u>営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第29条 <u>利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第30条 <u>当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p>	<p>(監査役の実任免除)</p> <p>第37条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p> <p>第6章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第38条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第39条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第40条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>2 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>3 <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第31条 <u>利益配当金および中間配当金</u>がその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる<u>ものとする</u>。</p> <p><u>配当金には、利息を付けない。</u></p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第41条 <u>配当財産が金銭である場合は、</u>その支払開始の日から満3年を経過しても<u>なお</u>受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p>